**平成２６年（フ）第２７２号**
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目23番20号
グランパーク新桜ケ丘Ⅱ202号
債務者　小泉とし子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３４号**
北海道帯広市西17条南５丁目８番地120　緑西コーポ第６
債務者　長島　雅美
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２６年（フ）第１９５６号**
東京都稲城市向陽台４丁目５―２―405
債務者　中村　笑子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２００１号**
千葉県松戸市常盤平４―14―７―208、住民票上の住所東京都葛飾区水元３丁目22―12
債務者　渡邉　　洋（旧姓二見）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２００６号**
東京都町田市成瀬が丘２丁目１―３　ナルセ33ハイム305
債務者　佐藤　光子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１８号**
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜379番地３　嘉手納町営水釜高層住宅502号
債務者　津嘉山あゆみ
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２６年（フ）第８２２号**
東京都杉並区天沼３丁目18―17―302
債務者　松本　秀樹
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６１号**
静岡市清水区浜田町４番35号　浜田マンションＡ105、旧住所静岡市清水区中河内2086番地
債務者　望月　真澄
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２０１７号**
東京都西東京市中町２丁目８―24―105
債務者　久留　啓美（旧姓片桐）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第３１２号**
岐阜県中津川市川上519番地１、開始決定時の住所名古屋市緑区池上台１丁目３番地
破産者　笠井　　幸
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１２号**
鹿児島県鹿児島市吉野町2055番地27
破産者　榎園　昌利
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２５年（フ）第１３８４号**
北海道石狩市花川南３条４丁目248番地
破産者　小杉　和子
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２１１８号**
札幌市西区二十四軒２条４丁目２番11―507号
破産者　三寺　　馨
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１１３２号**
名古屋市名東区猪子石１丁目2819番地　らぶりぃ山の手105号、住民票上の住所名古屋市名東区山の手３丁目1302番地
破産者　松窪　秀司
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第７５号**
兵庫県加西市殿原町218番地
破産者　後藤　　弘
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

**平成２４年（フ）第４４８号**
北九州市若松区青葉台西３丁目２番８号
破産者　吉村　秀樹
1　決定年月日　平成26年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部